

第8回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和2年11月26日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について  
第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)  
第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について  
第4 議案第2号 土地の現況証明の交付について  
第5 議案第3号 令和3年度美深町農業振興施策に関する意見書(案)について  
第6 その他

◎出席委員 (10名)

- 1番 菅野能弘  
2番 長谷川和夫  
3番 佐藤能將  
4番 樋口國先  
5番 加川可名子  
6番 神野充布  
7番 杉田文枝  
8番 山下博史  
9番 瓜田晃  
10番 藤本博

◎農業委員会事務局

- 事務局長 山崎義典  
事務局次長 中村 稔  
副主幹 村田絵美

## ◎開会宣言

藤本会長 | ただいまの出席委員は10名出席です。全員出席です。定数に達しておりますので、ただいまから第8回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

## ◎日程第1 議事録署名委員の指名について

藤本会長 | <日程第1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名委員に7番杉田委員、8番山下委員にご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

藤本会長 | ご異議がないようでありますので杉田委員、山下委員を議事録署名委員に決定いたしました。

## ◎日程第2 諸般の報告について

藤本会長 | <日程第2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告はありますか。

(「なし」という者あり)

藤本会長 | ありませんので、次に事務局より報告いたします。

村田副主幹 | はい、副主幹。

藤本会長 | はい、副主幹。

村田副主幹 | それでは、2ページをご覧ください。第7回総会以降の経過報告になります。11月12日令和2年度美深町功労表彰、表彰式及び祝賀会が文化会館 COM100で開催されました。藤本会長、瓜田代理、樋口委員、杉田委員、事務局で出席しております。前農業委員会会長であります外崎さんが産業功労表彰を受賞されております。17日令和2年度美深町農業支援塾開講式が農業振興センターで開催されまして、藤本会長、山崎局長が出席をしております。1年生が5人、2年生が2人、スポット受講者が6人が支援塾に出席されます。支援塾は、担い手の育成を目的としておりまして、新規就農予定者や後継者、若手農業者など農業へ従事している方を対象としたものとなっております。24日現地調査第2班、大手地区、富岡地区で行いました。藤本会長、菅野委員、樋口委員、加川委員、神野委員、中村次長、私が出席をしております。議案第2号にあります現況証明願いがありました2件と農地の相談がありました1件について、調査を行っております。26日本日、第8回美深町農業委員会総会です。前回の総会でJAとの懇談会を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の関係もありまして、今年度につきましては中止とさせていただきます。第8回総会以降の予定です。11月30日令和2年美深町議会第6回臨時会が開催されます。山崎局長と中村次長が出席をいたします。12月3日から3月4日令和2年度農業簿記勉強会、こちらは毎週木曜日開催いたします。役場小会議室で開催しまして、加川委員、杉田委員のお手伝いをいただきます。本年度も〇〇さんを講師としまして、農業簿記勉強会をお開催していきたいと思っております。7日第4回女性農業者のつどい、農業振興センターで開催の予定です。加川委員、杉田委員と事務局で対応いたします。杉田委員を実行委員長としまして、上川農業改良普及センター上川北部支所の協力いただき、本年

度も2回開催を予定しております。第4回になります7日の女性農業者のつどいは、アスパラやトマトなどの作物の「根」について、第5回は2月頃に開催を予定しております、畜産関係の研修を予定しております。15日から18日令和2年美深町議会第4回定例会、開催予定となっております。役場議場で開催されまして、藤本会長、山崎局長、中村次長が出席の予定です。第9回美深町農業委員会総会ですが、都合により12月24日もしくは28日に開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは第9回総会は12月28日午後1時30分から開催をいたします。1月5日に令和3年新年交際会を記載しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況によりましては、中止となることもありますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。報告以上です。

藤本会長

ただいまの報告に対し、ご質疑があれば受け賜ります。

(「なし」という者あり)

藤本会長

なければ次に進みます。

### ◎日程第3 議案第1号

藤本会長

<日程第3>議案第1号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたします。

村田副主幹

はい、副主幹。

藤本会長

はい、副主幹。

村田副主幹

3ページをお開きください。議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条規定により、美深町長より決定を求められた令和2年第7号農用地利用集積計画について審議を求めます。

整理番号29番、譲渡人、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、譲受人、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△、△△△m<sup>2</sup>、外△筆、合計△筆、合計面積△、△△△m<sup>2</sup>、所有権移転の売買です。所有権移転時期は、令和2年11月27日、対価の支払い期限は、令和2年12月25日。土地の引渡期日は、対価の支払日です。価格は反当り△△、△△△円、価格総額は△△△、△△△円です。別紙資料をつけさせていただいております。1ページ目の上段の図面が今回農地の売買がされる所になります。航空写真が古いものでわかりにくいですが、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇を黄色い枠で囲っております。〇〇〇〇〇〇の右横の赤枠で囲った所が今回売買する農地です。毎年牧草の収穫をしていましたが、幅が少なく使い勝手の良い場所とは言えない状況でした。前回の総会で隣の農地が売買されましたので、同一の方へ売買を行うものです。議案に戻ります。

整理番号30番、譲渡人、〇△条〇△丁目△番地 〇〇〇さん、譲受人、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△、△△△m<sup>2</sup>、外△筆、合計△筆、合計面積△△△、△△△m<sup>2</sup>、の所有権移転、売買です。所有権の移転時期は令和2年11月27日、対価の支払期限は令和3年4月30日、土地の引渡時期は対価の支払日です。価格は反当り△△、△△△円、価格総額は△、△△△、△△△円です。別紙資料1ページ下段の図面が今回売買される農地になります。〇〇〇の〇〇地区になりまして、譲渡人の〇〇さんが元々住んでいた住宅の周囲の農地となります。譲受人が今まで賃貸しておりましたが、今回賃貸期間の満了することによりまして、売買を行うこととなりました。集積計画の説明は以上に

なります。

藤本会長

議案第 1 号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

全員賛成です。  
よって、議案第 1 号農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 4 議案第 2 号

藤本会長

<日程第 4>議案第 2 号土地の現況証明書の交付についてを議題に供します。事務局より説明を願います。

村田副主幹

はい、副主幹。

藤本会長

はい、副主幹。

村田副主幹

それでは、4 ページをご覧ください。議案第 2 号土地の現況証明の交付について、土地の現況証明願いが次のとおりありましたので、証明書の交付について審議を求めます。

整理番号 1 番、願出人、所有者共に字〇〇△△△番地 〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況農地・採草放牧地以外、面積△△, △△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡です。利用状況は、△△△-△は平成 24 年から農業用施設用地として利用、△△△-△は平成 17 年から車庫、増築したものとなりますが車庫として利用しておおります。別紙資料 2 ページ目になります。上の図面は写真が古いのですが、建物が足りないものもありますが、下の図面は分筆、地目変更のため土地家屋調査士が作成した現況の地図となります。△△△-△は大きな農地で、畜舎等建築の際には転用の許可を得て建てておりましたが、農地の売買を今後考えるにあたり、農地との分筆が必要となることから分筆しまして、分筆した農地△△△-△と△△△-△の 2 つできております。これを地目変更を行うというものです。分筆は上の写真の黒い太線で 2 か所分断し、下の図では、細い黒線、少し見にくくなりますが、△△△-△の真ん中にある線で分けるのと、右下の△△△の宅地になっている上の部分、車庫を増築した部分がありますのでそこを含めて分筆という形で△△△-△ができます。3 ページには、2 ページ上の図面①と②から見た写真を載せています。①につきましては、国道 40 号に向け住宅を含めたもの、②の写真につきましては、反対側奥に向けて撮った写真です。分筆しまして、地目変更のために現況証明願いが提出されております。現況証明願いにつきましては、農業委員会総会で決定しましたら事務局から本人へ証明したものを交付することになります。

整理番号 2 番、願出人、所有者共に〇〇〇〇〇〇〇〇〇△丁目△番△△号 〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿田、現況農地・採草放牧地以外、面積△, △△△㎡です。用状況は昭和 54 年から農業用施設として利用です。別紙資料 4 ページをご覧ください。場所は〇〇△△〇の一番奥、現在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっておりまます。道路沿いにある△△-△が、所有者、〇〇さんのまま、地目が畑となっております。今回こちらを登記地目を変更するため現況証明願いの提出がありました。その下の写

真ですが、2方向から撮影しております。①の手前側、国道40号線側から建物に向けて撮ったものです。こちらはまだ建物がありますが、奥の②から撮った写真には、奥にあった細長い建物は解体されているのですが、資材等がそのまま置かれているという状況でした。整理番号1番、2番につきましては、11月24日に藤本会長、菅野委員、樋口委員、加川委員、神野委員と現地調査を行いまして、現地の状況、申し立て内容から農地・採草放牧地以外のものと判断しております。説明は以上です。

藤本会長 議案第2号土地の現況証明書の交付について審議を願います。ご質疑、ご意見を賜ります。ありませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長 ご質疑等が内容でありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長 全員賛成です。よって、議案第2号土地の現況証明書の交付については、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第5 議案第3号

藤本会長 <日程第5>議案第3号令和3年度美深町農業振興施策に関する意見書(案)についてを議題に供します。事務局より説明願います。

村田副主幹 はい、副主幹。

藤本会長 はい、副主幹。

村田副主幹 それでは、5ページをお開きください。  
議案第3号令和3年度美深町農業振興施策に関する意見書(案)について、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、美深町に対し令和3年度美深町農業振興施策に関する意見書(案)について審議を求めます。1意見書(案)は別紙のとおり6ページから7ページになります。2提出年月日は令和2年12月上旬を予定しております。それでは、意見書(案)について読み上げさせていただきます。令和3年度美深町農業振興施策に関する意見書(案)、1安定した農業経営の確立について、美深町の農業は、水稲、畑作、酪農畜産それぞれが安定した農業経営の確立を目指すため、各関係機関と連携し、基幹産業として発展してきた。美深町農業を持続的に発展させていくために、「がんばる美深農業！」のチャレンジ支援事業、畑作支援事業、新規就農者支援事業を展開し、美深町独自の積極的な農業支援施策が講じられている。将来ビジョンを持った意欲のある農業者への投資的支援の支援等、土地利用型作物の振興支援、土づくりの推進、品質向上を高める支援等、農業者から高い評価を得ており、引き続き継続して支援を講じられるよう要望する。水稲・畑作については、良質米の安定生産、寒冷地作物や野菜の高品質化、効率的な輪作体系の確立、新たな技術の導入等、所得向上に向けての取り組みが重要であり、これら良質な農産物の生産に対する支援事業や土づくりの推進、小規模土地改良事業の基盤整備事業を引き続き継続して実施することを要望する。本町の農業生産額の多くを占める酪農畜産については、酪農ヘルパー事業や乳検事業、飼料供給基盤である草地整備改良等事業に対する支援事業など経営の安定化を図るための事業の継続を要望する。労働力確保につ

いて、町をはじめ JA 等の関係機関において、引き続き一層の人材確保対策が講じられるよう要望する。労働力の負担軽減や作業性の向上を目指し、情報通信技術やドローンを活用した農薬散布等、これらスマート農業の最新技術に対応した農業機械の導入や技術者育成など、町及び JA 等関係機関等と連携し、スマート農業の推進支援を講じられることを要望する。2 担い手の育成・確保と支援対策について、本町の農家戸数は年々減少し、現在認定経営体は 119 戸となっている。また、後継者への継承は進んでいるものの、経営主が 60 歳以上の農家は 6 割を超えており、地域によっては高齢化や後継者不足は深刻な状況が続いている。今後、さらに離農が予想される中で、美深農業を持続的に継承していくためには、農業後継者、新規就農者の育成・確保と支援の充実が喫緊の最重要課題である。これまで、農家子弟への支援拡充や「農業支援塾」の継続、冬期無加温ハウスを利用した野菜栽培の研究支援など、積極的な事業展開をいただいているところである。7 ページをお開きください。新たな地産地消の取組の支援など、担い手の育成・確保対策の着実な推進を図ることを要望する。後継者の配偶者対策として実施しているグリーンパートナー確保事業についても、継続して支援を講じられたい。3 鳥獣被害防止対策について、エゾシカ対策については、これまで電気柵設置補助や有害鳥獣駆除事業補助等の支援により効果をあげているが、近年、山間部以外の農地全体へ農作物被害が拡大している状況である。従来エゾシカ被害対策の必要がなかった電気柵未設置の農地に対し、再び設置補助を実施させることを要望する。アライグマ対策については、生息数の急増とともに、生息地域が全町的に拡大し、農作物被害が急増していることから引き続き重点的に駆除対策を図ることを要望する。ヒグマ対策については、デントコーン畑等の被害が毎年出てきている。ヒグマは農家住宅付近に出没すると、日常生活に危険を及ぼす可能性があるため、駆除対策の一層の強化を図ることを要望する。国及び道に対する要望・要請について、厳しい農業情勢を背景に、地域農業の活力低下が顕在化している中、国は、「食料・農業・農村基本計画」において、農業の持続的発展や農村の進行など各種施策を推進することとしている。これが、目標達成のためには、地域の実態に即した農業施策の推進、担い手育成・確保と農地の集積等が不可欠であり、農業担い手の所得向上のための施策の実施が重要である。地域農業の持続的発展に向けて、次の項目について、国及び道に対し要望・要請をお願い申し上げます。(1) 地域的な包括経済連携協定に合意による影響と検証、TPP11 等これまで締結された貿易協定における適切な国内対策の確立、(2) 国産農畜産物の需要拡大に向けた食料自給率向上への農業政策の確立及び農業生産基盤の強化、(3) 担い手への農地集積の促進、(4) 担い手の育成・確保と農業後継者対策の強化、(5) 経営安定対策の充実による農業投資の強化、(6) 鳥獣被害対策に対する拡充と強化、(7) スマート農業のための環境整備の支援強化、(8) 農業委員会交付金、機構集積支援事業等関係予算確保。以上につきまして意見書として提出してまいりたいのですが、言葉の言い回しや気になる点などありましたらご意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

藤本会長

議案第 3 号について、ご質疑、ご意見を賜ります。ごさいませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

全員賛成です。  
よって、議案第 3 号令和 3 年美深町農業振興施策に関する意見書については、原案のとおり可決されました。意見書につきましては、瓜田代理、杉田農政小

委員会委員長、私の3名で町に提出いたします。

## ◎日程第6 その他

藤本会長 | <日程第6>その他、委員のみなさまから何かございませんか。

藤本会長 | なければ事務局からありませんか。

## ◎閉会宣言

藤本会長 | 以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第8回美深町農業委員会総会を終了いたします。  
大変お疲れさまでした。

※終了 午後2時00分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑩

署名委員 7 番

⑩

署名委員 8 番

⑩